

## 岐阜薬科大学薬科学科（薬学教育4年制）学生の薬剤師国家試験受験資格取得課程に対する評価項目および自己評価

本評価項目は薬学4年制教育を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するために必要な課程を設置する大学が備えるべき教育課程の評価項目を示したものである。すなわち、当該教育課程を修了することにより薬学部4年制学科卒業生が6年制学科卒業生と同等の知識、技能、態度を有していることを本評価により示すものである。岐阜薬科大学は本評価項目に従い自己評価し、この結果を本学ホームページにて公表している。また、一般社団法人薬学教育評価機構に評価結果を報告し、薬学教育評価機構ホームページから評価結果を閲覧できるよう本学のホームページにリンクされている。

### 1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育

薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。
- 【2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。
- 【3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が行われていること。

岐阜薬科大学では薬学教育4年制学科（薬科学科）と6年制学科（薬学科）を設置している。

1年次に必修科目「薬学概論」を開講し、「薬」に関する課題を中心としたproblem based learning (PBL)形式授業を行い、医療全般を概観し、薬剤師、研究者・技術者としての倫理観、使命感、職業観を醸成するための教育を行っている。さらに、必修科目「早期体験実習」では、医療人としての身だしなみおよび心構えなどについて講義するとともに、病院および薬局見学を通して医療現場を見聞することにより医療について考える機会を持たせている。

2年次の必修科目「生命倫理学」では、医の倫理、出生前診断などについて、3年次の必修科目「先端医療学」では、ヒトゲノム、遺伝子治療、遺伝子組み換えなどの現状と問題点について学習できるようにしている。3年次の自由科目（薬学科必修科目）「実践社会薬学」では、多方面の実社会で活躍している薬

学出身者がそれぞれの分野の現状や展望について講義し、4年次の自由科目（薬学科必修科目）「治験薬学」では薬害の歴史、ヘルシンキ宣言などを含み講義している。いずれにおいても、医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育を行っている。

4年次の自由科目（薬学科必修科目）「医療心理学」では、患者・家族および医療従事者の心理を理解することの必要性について講義している。さらに、修士課程修了後、本学大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（以下、博士後期課程）あるいは薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とする科目等履修生（以下、科目等履修生）の1年次に「医療コミュニケーション」および「薬剤学実習」（ともに薬学科4年次の必修科目）を履修することとしている。これらの授業では模擬患者を相手にしたシミュレーション実習を行っており、また、専任教員（医師を含む）および非常勤講師（医師、看護師、薬剤師を含む）により、医療チームの一員としての自覚や協調性、要求される専門性を備えるための教育を実践している。いずれにおいても、医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育を行っている。

さらに、薬学共用試験（博士後期課程あるいは科目等履修生の1年次後期に受験）合格後に履修する「病院・薬局実習」では、薬剤師が医療チームの一員として患者の薬物治療に関わり、ファーマシューティカルケアを実践するために必要とされる基本的な知識や技術に加え、医療の担い手として相応しい態度を醸成するためのヒューマニズム・医療倫理に関する実践教育を行っている。

## 2. 教養教育

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

- 【1】薬学準備教育ガイドラインをふまえ、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

本学の教養教育では、「優れた人格の形成、専門家として必要な深い洞察力と豊かな創造性の醸成、医療従事者に不可欠な高い倫理観の確立のために資する」という教育目標に基づき、全学教員の協力体制のもとで教養教育プログラムと専門教育を緊密に連携させ、単科大学として可能な限り多様な教養教育カリキュラムを編成している。薬学は医薬品の創製・生産・管理・適用などに必要な

基礎科学を体系化した総合科学であるとの理念のもと、創薬科学の振興に向けての人材の育成と、医療を支える高度な知識・技術を有する薬剤師の養成を目標としている。自然科学系科目は薬学全体の基礎であることから、1年次前期の「基礎化学」、「基礎物理学」、「基礎生物学」、「一般化学」、「数学」、「地球環境論」、「基礎創薬学」および「情報処理基礎実習」に続き、後期の「物理学」、「無機化学」、「生物学」、「統計学」および「情報処理科学」の学修へと進むように各科目を配置しており、さらに、「薬学概論」、「薬用植物学」、「分析化学」、「生化学」などの専門科目やそれらの応用分野へ系統的に学修が進められるように科目編成している。人文・社会科学系科目では、「経済学」、「心理学」、「法学」、「文学」および「薬学史」を学修し医療人に必要な幅広い教養を修得できる教育プログラムとなっている。また、健康的なライフスタイルの進め方に関する知識・技能・態度を修得する「健康スポーツ科学」および「健康スポーツ実習」を配置している。2年次には、「生命倫理学」、「哲学」および「社会学」という人権の尊重、生命倫理観の醸成を重視した科目を導入し、薬学専門領域の学習と関連づけて履修できるよう留意している。また、本学では、岐阜県内22の国公立大学・短大等と岐阜県が連携して開講しているコンソーシアム科目を選択履修できるようにしており、国際的な視野を備えた人材の養成を目的に地球環境、福祉臨床心理学、医療と生命、健康福祉概論等の科目を学修できる。

【2】相手の話を傾聴し、共感するなど、十分なコミュニケーション能力を身につけるための教育が行われていること。

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育として、1、2年次において「英会話Ⅰ～Ⅲ」を履修させる英語教育を行っている。第二外国語としては「ドイツ語Ⅰ～Ⅲ」および「中国語Ⅰ～Ⅲ」を選択科目として履修させている。さらに、2年次から学修する「薬学英语Ⅰ～Ⅲ」の導入科目として「実用英語Ⅰ～Ⅲ」を学修し、薬学をはじめ自然科学系の英語論文を読解できる能力を習熟させるための教育を行っている。

自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育としては、1年次において「コミュニケーション論」を学修している。本科目は4年次に履修する「医療コミュニケーション」の導入科目でもあり、情報をわかりやすく的確に表現する力をつけるために、伝える力、構成力、表現力などを習熟させるための教育を行っている。さらに、1年次には、薬学生としての学習に対するモチベーションを高めると同時に、医療人としての自覚を高め、薬剤師としての将来の目標を明確に認識させることを目的として、病院、薬局や企業の現場を見学体験する「早期体験実習」を通年で実施してい

る。本実習では、薬学部卒業者の職域、病院薬剤師および薬局薬剤師の職能等に関する講義、企業や医療施設の見学および見学報告のまとめと発表等を行っている。また、small group discussion (SGD) を通して、コミュニケーション能力や科学的思考訓練を行い、さらに、プレゼンテーションを取り入れて、自己表現能力を醸成する教育を行っている。本実習では福祉体験（車椅子体験、四肢不自由体験、視力障害体験）を通して社会的弱者の気持ちを理解する教育も行っている。

### 3. 体験学習

学習意欲の向上を目指し、真摯な姿勢で体験学習が行われていること。

- 【1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見聞させていること。
- 【2】 体験学習の成果を発表会や総合討論で発表するなど、学習効果を高める工夫がなされていること。

1 年次の必修科目「早期体験実習」では、薬剤師が活躍する現場などを広く見聞し、薬学生としての学習に対するモチベーションを高めることを目的に、病院、薬局および製薬会社の見学実習を実施している。

5 月から 6 月には病院見学を実施しており、見学前には病院薬剤師の職能に関する講義を行い、次いで見学する病院について調査し、見学の目的について討論後、質問項目などを考える SGD を行っている。見学後には実習成果に関する討論後、実習受け入れ先病院の薬剤師を招き、学年全体でパワーポイントによる病院見学報告会を開催している。

続いて、6 月には、製薬会社の見学を実施し、見学前には企業における薬剤師の職能に関する講義を行い、見学する企業について調査し質問項目などを考える SGD を行っている。見学先の企業では、質問事項への回答・討論の時間を設けており、見学後、レポートを提出させている。

10 月から 11 月には薬局見学を実施しており、見学前には薬局薬剤師の職能に関する講義を行い、グループ毎に見学する薬局について調査し質問項目などを考える SGD を行っている。見学後、口頭による発表会を開催し、終了後にはレポートを提出させている。

以上のような SGD や成果発表により、学習効果を高めると同時に、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上をも図っている。

## 4. 医療安全教育

薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

- 【1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。
- 【2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療施設における安全管理者を講師とするなど、肌で感じ、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な視点を養うための教育に努めていること。

医薬品を取り扱う者の行動には倫理と不可分の関係にある公益性と社会性が求められ、医薬品には、開発や承認審査の段階だけではなく、医療の場に提供された後の安全対策、医療過誤防止策や対応策を講じることの重要性が近年特に増大している。本学では、1年次の「薬学概論」、「薬学史」および「早期体験実習」などにおいて、学生自ら医薬品の適正使用と薬剤師の役割について討論し、2年次および3年次での「機器分析化学」、「医療制度論」および「実践社会薬学」あるいは4年次での「薬事法規」、「医薬品安全性学」、「治験薬学」および「臨床薬剤学」などを通じて安全対策、医療過誤防止策に関する知識の修得を図ると同時に、薬害についても取り上げ、薬の責任者としての倫理観の醸成を図っている。また、修士課程の専門科目、博士後期課程あるいは科目等履修生での「実務実習事前学習」においても薬害や医療安全対策についての講義を行っている。独立行政法人医薬品医療機器総合機構との連携大学院の一環としての「研究開発学概論」の中では、生命倫理と市販後安全対策についての講義が行われている。

一方、医療現場でのリスクマネジメントの観点から、2年次および3年次における「放射化学」、「製剤学」、「医薬品情報学」、「創薬学」、「調剤学」、「先端医療学」あるいは4年次での「医薬品開発学」などにおいて、適正な医薬品の提供ならびに医薬品情報の適正な取り扱いについて知識を深めるようカリキュラムを組んでいる。

## 5. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した構成の教育課程と教育目標を設定した教育が行われていること。

【1】薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各授業科目が設定されていること。

4年制学科（薬科学科）を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するためには、卒業に必要な薬科学科開講科目の単位に加えて、6年制学科（薬学科）にのみに開講している科目の単位を追加して取得する必要がある。本学では薬学科のみを対象として3年次および4年次前期に開講している科目について、薬科学科学生も「自由科目」として当該年次にそれを履修できるよう配置している。自由科目は単位認定を行うが、薬科学科の卒業・進級要件には算入されない科目である。また、薬学科4年次後期～6年次に配当されている科目については、修士課程修了後の博士後期課程あるいは科目等履修生にて単位を取得することで、薬学科学生の必修科目単位の全てを取得する。

薬学科における教育は薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠して実施されており、その内容はシラバスに明記されている。シラバスには、「担当教員名」、「オフィスアワー」、「授業概要」、「教科書・参考書」、「講義方法」、「評価の方法」、「授業計画および授業内容」が薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合する内容で記載されている。

【2】科学的思考力の醸成、技能および態度を修得するため、実験実習が十分に実施されていること。

薬科学科専門実習科目として、1年次に「早期体験実習」、「薬学基礎実習」、2年次には「物理化学系実習」、「分析化学実習」、「有機化学実習」、「生物化学実習」、3年次には「薬理学実習」、「微生物学実習」、「製剤学実習」を配置し、4年次には「創薬学実習（インターラボ）」ならびに配属各研究室での「特別実習（卒業実習）」を配置している。4年次に配属される各研究室では最先端の研究を行うことで科学的思考力の醸成、技能や態度の修得に繋げる。また、セミナー等で英語論文読解力やプレゼンテーション能力を修得する。「創薬学実習（インターラボ）」の成果はポスター発表、「特別実習（卒業実習）」の成果は口頭発表による発表会を全学的に開催している。薬剤師国家試験受験資格を取得するためには、薬学科のみに配置している3年次の「生薬学実習」と「衛生薬学実習」を自由科目として履修する。さらに、博士後期課程あるいは科目等履修生にて履修する「病院・薬局実習」では医療現場で働く薬剤師としての知識・技能・態度を修得するのみではなく、医療現場での医療上の問題点を解決する能力を養う。シラバスには、「担当教員名」、「オフィスアワー」、

「実習概要」、「教科書・参考書」、「実習方法」、「評価の方法」、「授業計画および授業内容」が薬学教育モデル・コアカリキュラムならびに実務実習モデル・コアカリキュラムに適合する内容で記載されている。

【3】各科目は、各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方法にて実施されていること。

本学薬科学科のカリキュラムは、基礎教育科目、専門教育科目（薬学一般、有機化学系、物理化学系、生物化学系、創薬学系）と学年進行に伴って高度化するよう系統的に配置されている。それぞれの分野において、講義科目、演習科目、実習科目が配置され、知識の修得のみではなく、技能・態度を修得できるよう考慮されている。実践的学習として3年次に開講されている「実践社会薬学」では、病院や薬局のみではなく、製薬会社、官公庁、研究所等で働く薬剤師の使命や職業観などに関して、それぞれの職場で活躍している薬剤師による講義を実施している。博士後期課程あるいは科目等履修生にて履修する「薬剤学実習」（薬学科では4年次に履修）においては、模擬症例を用いた調剤、鑑査、疑義照会、模擬患者に対する服薬指導（ロールプレイ）等の実習が実施されており「実務実習事前学習」の一部を構成する。また、「病院・薬局実習」（薬学科では5年次に履修）において会得した医療現場で必要となる薬剤師としての知識・技能・態度を確固たるものにするため、「臨床医学」、「病院・薬局薬学」（薬学科では6年次に履修）では医師等の医療スタッフを非常勤講師とした講義、各種疾患症例を題材にしたPBLを実施している。このように、薬剤師として必要な基礎的知識とその臨床への応用を、講義と実習を通して修得できるよう配慮している。

【4】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

本学薬科学科では、自然科学の基礎分野の学習を1年次から系統的に進め、また専門基礎科目も1年次から履修する。2年次からは主に専門基礎科目、3年次からは専門応用科目を履修し、薬学・創薬科学に求められている今日的課題を集中的に学習し、さらに、実習を豊富に組み入れることで薬学関連技術の修得を効果的に進めている。また、自由科目として3年次から薬学科に開講されている医療薬学関連科目を履修することができるため、基礎と臨床の知見を相互に関連付けることができる。

- 【5】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

本学薬科学科カリキュラムでは、基礎教育科目、専門教育科目（薬学一般、有機化学系、物理化学系、生物化学系、創薬学系）を系統的に配置している。また、「英語科目」、「天然物有機化学系科目」、「物理化学系科目」、「生物系科目」、「衛生薬学系科目」、「創薬学系科目」、「医療薬学系科目」のそれぞれの分野の科目間の関連性を示す系統図を作成し、さらに、シラバスには当該科目の「関連科目」を記載し科目間の関連性を分かりやすくしている。

- 【6】 6年制で必要とされる各教科単位を、集中して取得することなく、適切な時期に適切な単位を取得できるよう配慮すること。

薬科学科を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するために、薬学科のみに3年次、4年次前期に開講している科目について「自由科目」として薬科学科学生もそれぞれの学年で履修できるよう配慮している。

さらに自由科目以外の科目は、修士課程修了後の博士後期課程あるいは科目等履修生にて履修する。薬学科4年次後期に開講の「薬剤学実習」、「医薬品情報演習」、「医療コミュニケーション」は「実務実習事前学習」を構成するため、博士後期課程あるいは科目等履修生の1年次に履修する。また、薬学科6年次開講の「薬物治療学Ⅲ」、「臨床中毒学」、「臨床医学」、「病院・薬局薬学」も1年次に履修する。この年次の最後に薬学共用試験 CBT と OSCE を受験し合格した場合は、2年次に「病院・薬局実習」と「総合薬学演習」を履修する。本学では、このように、薬剤師国家試験受験資格取得に必要とされる薬学科開講各教科単位を集中して取得することなく、適切な時期に取得できるよう配置している。

## 6. 実務実習事前学習

実務実習事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

- 【1】 教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。



薬剤師国家試験受験資格の取得を目指す本学薬科学科卒業生の実務実習事前学習は、修士課程修了後の博士後期課程あるいは科目等履修生の1年次後期に薬学科4年次生とともに行う。実務実習モデル・コアカリキュラムにおける実務実習事前学習のSBOを全て含み、その学習方法、学習時間、場所についても実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定している。

- 【2】実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った学習方法、時間数、場所等で実務実習事前学習が行われていること。事前学習と実務実習の期間が1年以上離れている場合は、実務実習前に再度、事前学習の内容の復習を行っていること。

博士後期課程あるいは科目等履修生の実務実習事前学習は、薬学科4年次生と同じ学習方法、時間数、場所等で実施している。すなわち、学習方法は、講義、演習、実習、SGDで構成し、全122コマを行っている。学習場所の名称は、第2講義室、コミュニケーション実習室、調剤実習室、注射薬調剤実習室、無菌調剤実習室、TDM実習室、セミナー室であり、講義、実技、演習、SGD、それぞれの学習方法に適した学習場所を設定した。各実習室では、散薬調製、水剤調製、軟膏調製、無菌調製などの計量調剤および錠剤調剤などの計数調剤、調剤鑑査の実習を行っている。模擬患者に対する服薬指導のシミュレーション学習はコミュニケーション実習室で行っている。SGDはすべての部屋を用いて行い、第2講義室ではSGD後の学生全員のディスカッションを行っている。実務実習事前学習は博士後期課程あるいは科目等履修生1年次の後期に実施し、2年次に実務実習を行うため、その間が1年以上離れることがないカリキュラムである。

- 【3】適切な指導体制の下で実施された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習事前学習は、病院や薬局での実務実習を有効に行うための事前の学習として位置付けている。事前学習の効果を学生に最大限に発揮させるためには、事前学習に携わる指導者が十分な実務経験と学識を有していること、指導者に現役の病院薬剤師、薬局薬剤師、および医師や看護師など他職種を加えて実践教育を行うことが必要であると考えます。

本学の実務実習事前学習に係わる教員は、教授5名、准教授5名、講師1名、助教4名の計15名である。また、病院で勤務する薬剤師1名、薬局で勤務する薬剤師2名、病院に勤務する看護師2名を非常勤講師として招聘している。このように十分な人数による適切な構成の教育体制を整えている。以下に、担当教員の役職、実務経験の有無等を記載する。

担当 教員数	役職	実務経験 の有無	常勤・ 非常勤	備考
2名	教授	有	常勤	実務経験20年以上、本学附属薬局長経験あり
2名	教授	無	常勤	本学附属薬局長経験あり
1名	教授	有	常勤	医師、実務経験20年以上
3名	准教授	有	常勤	実務経験20年以上
2名	准教授	無	常勤	
1名	講師	無	常勤	
2名	助教	有	常勤	現在、関連病院で薬剤業務を担当
2名	助教	無	常勤	
1名		有	非常勤	病院薬剤師
2名		有	非常勤	薬局薬剤師
2名		有	非常勤	看護師

【4】実務実習事前学習の時期は、学習効果が高められる時期に設定されていること。

実務実習事前学習は博士後期課程あるいは科目等履修生1年次の後期に薬学科4年次生とともに行う。薬学共用試験も1年次の後期に受験し、実務実習は2年次の第1期（5月から）と第2期（9月から）に行う。したがって、実務実習事前学習と実務実習との間は短期間である。さらに、実務実習直前の4月には、病院薬剤師、薬局薬剤師を招聘して集中講義を行い、実務実習の学習効果を高めるように工夫している。

【5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習モデル・コアカリキュラムの（I）実務実習事前学習に沿って実施する講義、演習、実習、SGDにおいて、それぞれ、レポートなどの成果物の評価、実技の形成的評価、知識の総括的評価により、実務実習事前学習で修得すべき知識、技能、態度に関する目標の到達度の評価を実施している。

## 7. 薬学共用試験

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

- 【1】実務実習を行うために必要な能力を修得しており、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアするなど実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

薬科学科を修了した学生が博士後期課程あるいは科目等履修生において実務実習を履修するためには、薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアすることが必要であり、それにより実務実習を履修するために必要な一定水準の能力に達していることを確認している。

平成24年度については、OSCEを平成24年12月8日に、CBTを平成25年1月16,17日に実施し、薬学科4年次生とともに同じ試験を受け、下記に示す薬学共用試験センターが提示した合格基準で合否判定を行う。今後も毎年この方式で薬学共用試験を実施する予定である。

薬学共用試験 CBT

本試験：平成25年1月16,17日

正答率60%以上

薬学共用試験 OSCE

本試験：平成24年12月8日

細目評価70%以上

概略評価5以上

- 【2】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいた薬学共用試験を実施し、薬学共用試験センターの提示した合格基準にて判定していること。

平成21年度から23年度の薬学共用試験（CBT、OSCE）は、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて実施し合否判定を行ってきた。今後も、薬学共用試験センターが提示した「実施要項」に基づいて実施し、同センターが提示する合格基準で合否判定を行う。

- 【3】CBT委員会およびOSCE委員会が組織され、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されていること。

薬学共用試験の実施には、共用試験CBT委員会（教授、准教授、助教の計5で構成）、共用試験OSCE委員会（教授、准教授の計8で構成）が組織され、それぞれ必要に応じた委員会の開催および薬学共用試験の運営に当たっている。

これまで実施した薬学共用試験（CBT、OSCE）は、それぞれ薬学共用試験センターの実施要項に従い準備を行い、薬学共用試験センターより派遣されたモニター員による事前審査、試験当日の審査を受け、公平・適正に行ってきた。OSCE実施のための学内施設・設備は、実務実習事前学習で使用している施設・設備を利用おり、モニター員によるチェックでも問題点は指摘されなかった。さらに、学内には、ノート型コンピュータ150台がインターネットへ接続できる講義室があり、CBT実施時にも使用できるよう整備されている。また、OSCE時にはデスクトップ型コンピュータ10台がインターネットへ接続できる学習室にて評価入力ができるように整備されている。

## 8. 病院・薬局実習

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

実務実習を行うために、実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

実務実習機関、実習施設との連携等が、当該大学の6年制教育におけるものと全く同様に実施されていること。

### 【1】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

実務実習「病院・薬局実習」を行うための体制として、本学に実務実習委員会を設置した。実務実習委員会は実務実習を円滑に行うための指導体制の整備、実習内容の企画・調整が任務で、本学の教授、准教授の中から任命された5名（薬剤師実務経験5年以上を有する教員）の委員で構成されている。実務実習委員会が、実習前後における施設との調整や病院・薬局実務実習東海地区調整機構に対する学生登録手続きなどを行っている。施設との連携や実務実習指導における責任は本委員会委員が分担している。博士後期課程あるいは科目等履修生の実務実習に対しても同様に適切に対応する。

### 【2】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施され、さらに、学生保険などの保険に加入していること。

実務実習を履修する全学生には、毎年度、本学保健管理センターにて実施している健康診断を受診させている。また、病院・薬局実務実習東海地区調整機構の指針に従い、麻疹、風疹、水痘・带状疱疹、ムンプスについては、実務実習の開始前までに抗体検査を実施し、抗体価が陰性の場合には医師の判断に基づきワクチン接種することを基本としている。結核についてはツベルクリン反応陰性の場合にはワクチンを接種することが望ましいとしている。また、インフルエンザについてもワクチンを接種することが望ましいとし、B型肝炎、C型肝炎の検査については、実習施設から要請があった場合に限り実施することとしている。また、実務実習中に想定される教育研究災害等の補償賠償等の保険に加入し実務実習を履修している。

【3】適正な指導者のもとで実務実習が実施されていること。

病院および薬局における実務実習は、公益財団法人日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師の資格を有する薬剤師の指導により実施されている。

【4】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されていること。

病院および薬局実務実習は、病院・薬局実務実習東海地区調整機構による調整のもとに実施している。実務実習施設は、すべて病院・薬局実務実習東海地区調整機構により割振りされた適切な体制・設備を有する施設で実施している。

【5】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【6】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

実務実習における指導および管理には、実務実習モデル・コアカリキュラムの一般目標・到達目標に準拠した株式会社ホクコウの「実務実習管理・評価支援システム」（本学で開発したシステム）を使用している。本システムは、学習方法およびスケジュール管理（時間・実習場所）や目標到達度評価など、指導薬剤師、学生、大学教員が実習の進捗状況に関する情報を共有可能な仕様となっており、実習状況や生活状況の把握などきめ細かいケアが行えるよう整備している。教科書としては、株式会社じほうの「モデル・コアカリキュラムに

沿った病院実務実習テキスト」および「モデル・コアカリキュラムに沿った薬局実務実習テキスト」も使用しており、モデル・コアカリキュラムに沿った指導体制を整えている。

- 【7】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11 週間）より原則として短くならないこと。

平成 25 年度の病院実務実習および薬局実務実習

第Ⅰ期 平成 25 年 5 月 13 日～平成 25 年 7 月 28 日の 11 週間実施

第Ⅱ期 平成 25 年 9 月 2 日～平成 25 年 11 月 17 日の 11 週間実施

第Ⅲ期 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 3 月 23 日の 11 週間実施

のいずれかでの期間で、単位認定に必要とされる日数(時間)を確保する内容で実施する予定である。

- 【8】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

実務実習開始前の 4 月頃に病院および薬局の指導薬剤師に対して、病院実習および薬局実習に関する説明会（主に「実務実習管理・評価支援システム」を活用した実務実習について）を本学において開催している。また、実務実習開始直前には、学生が配属している研究室の教員が分担し、実習施設を訪問して契約および実習指導内容等の確認を行っている。さらに実務実習中は、実習の進捗状況を学生、指導薬剤師、大学教員間で確認しつつ、実習状況や生活状況の把握などきめ細かい連携を取り、適切な時期に教員の訪問指導を実施している。なお、教員の実習施設訪問は原則として、実務実習開始前、実習開始後 2 週間頃および実習開始後 9 週間頃の計 3 回訪問する体制を整えている。

- 【9】実習施設との間で、関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導・監督についてあらかじめ協議し、その確認を適切に実施していること。

実務実習の契約は、実習施設、大学、学生の 3 者間で締結した。この契約には関連法令や守秘義務の遵守に関する内容も含まれており、これら内容を熟知した上で実務実習を実施している。実務実習開始前に、「病院・薬局実習」担当教員が学生に対して関連法令や守秘義務等の遵守に関する説明を行い、誓約書を提出させている。実務実習開始直前には教員が実習施設を訪問し、学生に対しての関連法令や守秘義務等の遵守に関する説明とそれに対する学生の誓約

が完了している旨を伝え、確認している。

- 【10】評価基準が設定され、実習施設の指導者と事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、大学において適正な評価が行われていること。

実務実習中に使用した「実務実習管理・評価支援システム」は、目標到達度について、学生自身および指導薬剤師が、それぞれ実務実習モデル・コアカリキュラムのSBO毎に「実施しなかった」が0、「全くできなかった」が1、「できなかった」が2、「ふつう」が3、「できた」が4、「大変よくできた」が5の6段階で評価するシステムとなっている。この目標到達度に加え、実習中の実習ノートや感想、終了後のレポート等を評価し、本学の実務実習担当教員が「病院・薬局実習」の成績を評価している。

- 【11】学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

指導薬剤師からの形成的評価等のフィードバックは、実習中に適宜実施されるのに加え、「実務実習管理・評価支援システム」における学生の感想に対するコメントとして行われている。大学教員から学生へのフィードバックは、同じく「実務実習管理・評価支援システム」にて、実習の進捗状況を把握した上で、システム上のメール機能を活用したり、実習施設訪問指導時等に実施したりしている。

- 【12】実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を、実習施設の指導者、教員を交え行われていること。

実務実習では、実習終了直前に学修内容をまとめたプレゼンテーションを行い、実習施設の指導者および教員との意見交換を実施している。

岐阜県病院薬剤師会研修会および岐阜県薬剤師会実務実習委員会において、実習終了後に、学生が各実習施設で学修した内容をまとめたプレゼンテーションを行い、実習施設の指導者および教員との意見交換を実施している。

平成24年度は、平成25年1月27日に本学において実務実習連絡会を開催し、病院および薬局の指導薬剤師と教員との意見交換会を行い、学生によるプレゼンテーションを予定している。

## 9. その他

- 【1】当該大学薬学部（または薬科大学）の4年制学科を卒業していること。
- 【2】実務実習履修時に、修士課程を修了していること。

本学において薬科学科を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するためには、修士課程修了後に博士後期課程あるいは科目等履修生にて必要な科目を追加して履修し単位を取得することになるため、現在、科目の履修・単位認定や国家試験受験資格の認定申請などについて定める規程の整備を進めている。